

「地域公共交通網形成計画」策定までの流れ(調査の枠組み)

■地域公共交通網形成計画とは？

平成26年11月20日に施行された、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正に伴い、従来の法定計画であった「地域公共交通総合連携計画」に代わって、新たに定められた法定計画です。

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとして、まちづくりと連携し、かつ地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築するための基本方針や目標、実施施策などについて記載することとなっています。

なお、従来の地域公共交通総合連携計画は、法改正によって法定計画ではなくなりました。

■なぜ計画策定が必要か？

市ではこれまで、「新都市地域公共交通総合連携計画」（計画期間：平成21年～29年度）に基づき、バス路線や鉄道の維持・活性化に向けた施策に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化・モータリゼーションなどにより、公共交通の利用者は減少が続いており、危機的な状況に変わりはありません。

このような地域公共交通の現状や、連携計画策定から7年近くの間様々な状況変化、そして今後の更なる人口減少・高齢化の進展を見据え、「新都市地域公共交通総合連携計画」に代わる新たな地域公共交通の総合的な計画として、「新都市地域公共交通網形成計画」を策定する必要があります。

■計画策定を通じて目指す事（現段階としての事務局の思い）

前計画の課題	⇒	新計画で目指す事	
①地域と行政の関係づくりが不十分 (=やや「行政主導」すぎた)	⇒	○地域の役割を見直し、持続可能な交通づくりを目指します ・前計画では「路線を守り育てる会」を設置したが、持続可能な仕組みとは言えなかった。 ・モデル地区を通じて行政と地域の役割分担を見定め、その地域に適した持続的な交通の設置を目指し、運行形態や地域組織のあり方を検討する。	モデルテーマA
②PDCAが不十分 (=定期的なデータの取得とカイゼン活動を行っていなかった)	⇒	○効果的なPDCAの仕組みを検討します ・学校から定期的に来る要望だけでなく、一般のニーズを把握できる仕組みを作り、定期的なカイゼンにつなげる。 ・ただし「乗らないけどあってほしい」という要望もあるため、本当に乗ってくれるかどうかを見定められるようにする。	
③利用者数の動向分析が不十分(=小学生と一般を分けて考えていなかった)	⇒	○一般と小中学生を分けて分析し、一般利用を増やします ・小中学生の利便は確保しつつ、一般利用を増やす。	モデルテーマB
★新規テーマ		○地域の活力増進に向け、地域資源との連携を図ります ・高校生の通学利便を促進し、高校生の維持増加に寄与する交通を検討する。 ・バスで「お出かけ」したくなる環境づくりを図る。	

■策定までの流れ

